

別表2 電話サービス取扱所の種類

電話サービス取扱所の種類	電話サービス取扱所
1 級取扱所	<p>以下の単位料金区域内の電話サービス取扱所 福野、加賀、七尾、能都、羽咋、輪島、大野、小浜、敦賀、揖斐川、恵那、神岡、郡上八幡、下呂、荘川、関、高富、高山、中津川、美濃白川、御殿場、島田、下田、修善寺大仁、天竜、榛原、設楽、新城、田原、阿児、尾鷲、亀山、熊野、鳥羽、三瀬谷、今津、亀岡、園部、舞鶴、峰山、宮津、相生、洲本、竜野、丹波柏原、津名、豊岡、西脇、浜坂、播磨山崎、福崎、八鹿、上北山、五条、下市、十津川、大和榛原、吉野、岩出、串本、御坊、新宮、湯浅、和歌山橋本、倉吉、郡家、根雨、海士、石見大田、掛合、川本、木次、江津、西郷、津和野、浜田、益田、安来、井原、岡山瀬戸、邑久、笠岡、鴨方、久世、総社、高梁、玉野、新見、備前、福渡、美作、安芸吉田、因島、加計、木江、甲山、庄原、竹原、千代田、東城、府中、三次、小郡、久賀、田万川、長門、萩、美祢、柳井、阿南、阿波池田、鴨島、小松島、丹生谷、牟岐、脇町、三本松、土庄、伊予三島、宇和、大洲、久万、伯方、御荘、八幡浜、安芸、窪川、佐川、宿毛、須崎、土佐清水、土佐中村、土佐山田、室戸、嶺北、甘木、田主丸、前原、八女、伊万里、鹿島、武雄、有川、巖原、大瀬戸、郷ノ浦、対馬佐賀、平戸、福江、熊本一の宮、高森、人吉、天草、水俣、矢部、山鹿、臼杵、杵築、玖珠、国東、佐伯、竹田、日田、豊後高田、三重、小林、高千穂、高鍋、日南、日向、硫黄島、出水、指宿、大口、大根占、加世田、志布志、瀬戸内、種子島、徳之島、中甌、中之島、名瀬、屋久島、沖縄宮古、名護、南大東、八重山</p>
2 級取扱所	<p>以下の単位料金区域内の電話サービス取扱所 魚津、高岡、富山、金沢、小松、武生、福井、大垣、岐阜、多治見、美濃加茂、伊東、磐田、掛川、静岡、沼津、浜松、富士、富士宮、一宮、岡崎、尾張横須賀、春日井、刈谷、瀬戸、津島、豊田、豊橋、西尾、半田、伊勢、上野、桑名、津、松阪、四日市、大津、長浜、彦根、水口、八日市、宇治、福知山、池田、和泉、茨木、岸和田貝塚、富田林、八尾、加古川、三田、西宮、姫路、三木、奈良、大和高田、田辺、和歌山、鳥取、米子、出雲、松江、岡山、倉敷、津山、尾道、呉、廿日市、東広島、福山、岩国、宇部、下松、下関、徳山、防府、山口、徳島、観音寺、高松、丸亀、今治、宇和島、新居浜、松山、高知、飯塚、久留米、瀬高、田川、直方、宗像、行橋、唐津、佐賀、諫早、佐世保、島原、長崎、熊本、玉名、松橋、八代、大分、中津、別府、延岡、都城、宮崎、鹿児島、加治木、鹿屋、川内</p>
3 級取扱所	<p>以下の単位料金区域内の電話サービス取扱所 名古屋、京都、大阪、堺、寝屋川、神戸、広島、北九州、福岡、那覇</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> この表に規定する電話サービス取扱所の種類は、平成17年1月1日時点における加入電話の契約者回線等の数に基づき定めたものです。 当社は、複数の単位料金区域内のすべての区域を1の単位料金区域に統合する場合は、統合前の単位料金区域内の電話サービス取扱所の種類のうち級の数中最も大きいものを、統合後の単位料金区域内の電話サービス取扱所の種類とします。 	